

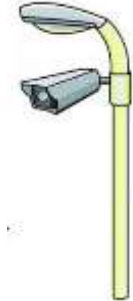
## 柳川市防犯カメラ設置補助金交付の概要

行政区等が設置する防犯カメラに要する費用の一部を助成し、犯罪の抑止や子どもの安全確保及び地域住民の不安解消を図り、市民が安全で安心して暮らすことができる犯罪のない地域社会づくりを推進します。

### 1 目的

### 2 補助対象経費

- ①防犯カメラ、録画装置等の機器購入費用及び設置工事費用
- ②防犯カメラの設置を示す看板設置費用
- ③その他設置に必要な経費  
(※機器の保守点検、電気料金等の維持管理費は対象外)



### 3 補助額

- ①補助対象経費の**50%** (上限額: **1台につき10万円**)
- ②1団体につき**3台**を限度

### 4 補助金の交付条件

福岡県が定める「福岡県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を遵守すること

#### ( 内容 )

- ① 設置目的の設定と目的外利用の禁止
- ② 道路等の公共空間を撮影区域とすること
- ③ 防犯カメラを設置している旨を表示すること
- ④ 「管理運用責任者」及び「操作取扱者」を指定すること (管理運用規定の策定)
- ⑤ 撮影データの適正な管理
- ⑥ 第三者へ撮影データを提供しないこと  
(捜査機関から犯罪捜査のため情報提供を求められた等の場合を除く)

### 5 補助金交付の流れ

#### 補助金交付申請書の提出

- ①防犯カメラの設置設計図
- ②防犯カメラの仕様書及び概要が分かる資料
- ③業者からの設置費用見積書
- ④団体等の規約及び役員名簿
- ⑤設置場所の土地の所有者がわかるもの
- ⑥補助事業の収支予算書
- ⑦防犯カメラ管理運用規定 (案)
- ⑧その他市長が必要と認める書類

#### 補助金の交付決定

- ・ 防犯カメラの適正な設置場所、撮影範囲について、警察等との関係機関と協議
- ・ 内容が適当と認められたときは市から補助金交付決定

#### 事業着手・完了

#### 実績報告

- ①防犯カメラ設置結果図
- ②領収書又は請求書の写し
- ③補助事業収支清算書
- ④防犯カメラ管理運用規定
- ⑤その他市長が必要と認める書類

#### 補助金の額の確定・交付